彦根市国土強靱化地域計画

令和２年３月

彦根市

<目次>

第１章　計画策定の趣旨および位置付け
1　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　地域計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　本市の概要および地域特性
1　位置および面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　地形 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　地質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4　気候 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5　人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6　産業および交通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章　地域計画の基本的な考え方
1　地域計画の対象とするリスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3　事前に備えるべき目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4　基本的な取組方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章　脆弱性評価
1　評価の方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2　「起きてはならない最悪の事態」の設定 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
3　「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価 ・・ 11
4　重要業績指標（KPI）の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第５章　施策の重点化
1　施策の重点化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第６章　脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針
1　「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針 ・・・・・・・・・・・ 13
2　「施策分野」別の推進方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

別添資料①　脆弱性評価の結果
別添資料②　施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）一覧
別添資料③　関連事業一覧

第１章　計画策定の趣旨および位置付け

１　計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」を平成25年12月に公布・施行するとともに、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、滋賀県では、平成28年12月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定し、滋賀県の強靱化を進めています。

本市では、これまでから市民防災マニュアルの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定および防災訓練の実施など、各種防災対策を進めてきましたが、今後は、人口減少や少子高齢化の進行等による地域防災力の低下、老朽化した公共施設等の更新・維持の困難性が懸念され、更には「鈴鹿西縁断層帯」などの活断層による地震をはじめとした地震災害や、強力な台風や竜巻、局地的な大雨、集中豪雨等の風水害など地域を取り巻く課題に対する対応が求められることから、過去の災害の教訓を生かし、被害を最小限に抑えるなどの事前防災および減災の対策を平時から行う必要があります。

こうしたことから、本市においても、尊い人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」をもった災害に強いまちづくりを推進するため、「彦根市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」といいます。)」を策定します。

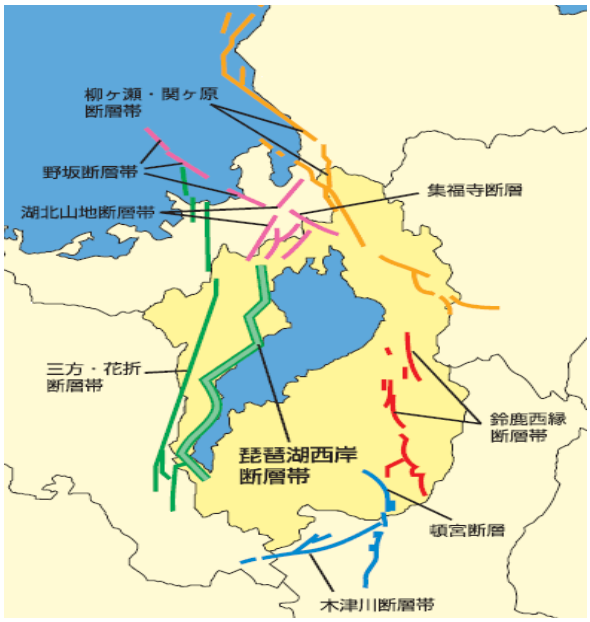

図 滋賀県近隣の断層マップ（出典 滋賀県防災情報マップ）

写真 中山集落内（平成25年9月 台風18号）

2　地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」をはじめ、「滋賀県国土強靱化地域計画」との調和を保つとともに、緊密に連携・協力すること、本市の役割と分担を明確にすることとします。

また、本市の市政運営の根幹をなす「彦根市総合計画」や「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携し、計画内容の確実な実施や実現に向け、相乗効果を図り、災害対策基本法に示される彦根市防災会議や彦根市地域防災計画等とも連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。

3　計画期間

地域計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

第２章　本市の概要および地域特性

1　位置および面積

(1) 位置

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでおり、京阪神、中京および北陸圏の中間にあたります。

(2) 面積

国土地理院が平成 29 年 10 月 1 日時点で計測し公表した本市の面積は、196.87k ㎡で、うち琵琶湖の面積は 98.59 k ㎡となります。

また、高度は、最高点が 684.6m 最低点が 83.3m で、601.3m の高低差があります。

2　地形

(1) 山地・丘陵

琵琶湖の東岸に沿い、北から約 65 度傾いた南北に細長い地形をしており、琵琶湖沿いを中心に市域の大部分は湖東平野に位置し、比較的に平たい地形ですが、東北部の鳥居本地域を中心に鈴鹿山系から連なる山地を形成しています。

市域の山地は、地形的に東側の標高 650m 前後の山塊と西側の標高 300m 以下の山塊（佐和山を含む。）の 2 つに大別できます。これは間を南北に走る仏生寺断層によるものと考えられ、これを境に東側の山塊が西側の山塊に乗り上げる形態となっています。この他に、低地部に彦根山、雨壺山、荒神山など孤立丘と呼ばれる山地があります。

(2) 低地・湖沼・河川

市域の 3 分の 2 以上が低地です。低地部は、鈴鹿山地から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂から成り、その形成は現在の河川と密接な関係があります。

低地部は上流から下流へ、扇状地帯、自然堤防（氾濫平野）帯、三角州（湖岸平野）帯に大別されます。本市の低地部は、おおむね標高 100m 以上が礫を主体とした扇状地帯、標高 90～100m 付近が粘土、砂礫を主体とした自然堤防（氾濫平野）帯、標高 90m 以下が腐食土、粘土を主体とした三角州（湖岸平野）帯となります。

湖岸沿いには、比高 2m 程の砂州も見られるほか、かつては松原湖、野田沼、曽根沼など内湖がありましたが、現在その大半は干拓事業により農地などになっています。

主な河川としては、北から芹川、犬上川、宇曽川および愛知川の 4 河川で、いずれも鈴鹿山系を水源とし、県内の一般的な河川の特徴と同様に流路延長が短く、やや天井川の傾向にあります。

写真左：芹川、写真中央：犬上川宇尾大橋下流、写真右：宇曽川金沢大橋（いずれも平成 25 年 9 月 台風 18 号の様子）

3　地質

山地は、基盤岩と呼ばれる団結した地層から成ります。基盤岩の地質は、砂岩、泥岩、石灰岩など主に堆積岩類ですが、荒神山などには火成岩類も見られます。

湖岸に近い低地は、未固結の礫、砂、粘土、腐植土層等で構成される沖積層から成っており、大規模な地震が発生した場合、強い揺れや地盤の液状化等により建物の倒壊のほか、道路や避難路の機能不全等の被害が想定されます。

また、一般に丘陵は、粘土、砂、砂礫などの未団結の地層から成り、山地と低地の境界部に分布していますが、本市には野田山、笹尾町に一部見られる程度となっています。

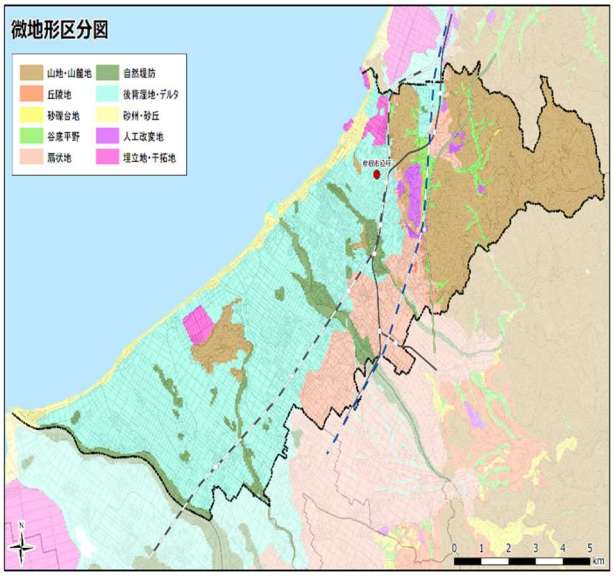

図：微地形区分図（「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査」（地形分類図）国土交通省国土情報課）

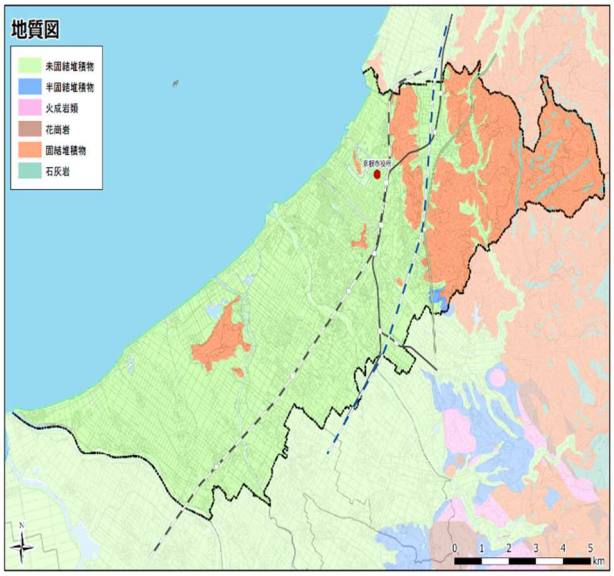

図：地質図（「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査」（表層地質図）国土交通省国土情報課）

4　気候

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はなく、穏やかな地域に入ります。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるもの

で、日降水量596.9㎜、月降水量1018.8㎜を記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスです。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。しかし、一般的には年間の降水量の平均値は1570.9㎜と、全国的には平均的な量です。

また、滋賀県内の気候は地形の影響により若狭湾から北西気流が、大阪湾から南西気流が、伊勢湾から南東気流がそれぞれ流入しやすく、「気流の三叉路」となっています。このため、県内では北陸型、瀬戸内型、東海型の各気象区が重なり合っています。

本市は、概ね北陸型の気象区に属しており、滋賀県内では湖東南気候区になっています。

(3) 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平均値は、104㎝と内陸盆地としては多いのが特徴です。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強くなります。

風速は、北西の風は毎秒3～4m程度で、南東の風毎秒1～2メートル程度と比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には海岸部なみに風は強くなります。

5　人口

本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展しましたが、明治になり人口は減少し、同 22 年に最低を記録しました。その後、昭和 12 年に市制を施行し、近隣 8 町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展しています。人口は、その間停滞する時期もありましたが、同 35 年以降は概ね増加傾向が続き、近年はほぼ横ばいとなっています。

人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度（人/㎢）	1世帯当たり人口(人)	根　拠
113,679	45,546	577.4	2.50	平成27年 国勢調査
112,975	48,349	573.9	2.34	令和元年12月末現在人口

総数昼間人口(人)	流出人口(人)	流入人口(人)	根　拠
114,609	22,329	23,259	平成27年 国勢調査

6　産業および交通

(1) 産業

本市の統計（平成30年版）によると、事業所の総数は約4,800箇所で、総従業員数は約52,100人です。

(2) 交通

本市の公共交通機関は、鉄道としてはJR琵琶湖線と近江鉄道線があり、バス輸送としては湖国バスと彦根観光バスが運行されています。市内には、JR琵琶湖線の4駅、近江鉄道線の7駅が開業されており、路線バスはJR各駅を起点に運行されています。さらに、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」が13路線で運行されています。

また、市内には名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道8号、国道306号・307号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいます。

第3章　地域計画の基本的な考え方

1　地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される**「大規模地震および風水害」**の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

2　基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

(1) 人命の保護が最大限図られること
(2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
(4) 迅速な復旧復興

3　事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

(1) 直接死を最大限防ぐ
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
(7) 制御不能な二次災害を発生させない
(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

4　基本的な取組方針

国土強靭化の理念を踏まえ、事前の防災活動や減災、その他迅速な普及復興等が必要な大規模自然災害に備えた本市の全域、全市民を対象とした強靭なまちづくりについて、伊勢湾台風、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）等、過去の災害から得られた経験、教訓等を最大限に活かしつつ、以下の手法に基づき本市の強靭化を推進します。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害が発生しても、国、県、市民、事業者、地域団体等と連携・協力し、人命の保護を最大限図り、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とするよう平時から地域づくりに努めます。

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクに応じて、本市の特性に合ったハード対策およびソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫します。

自助、共助および公助を適切に組み合わせ、適切な官民連携および役割分担に努めます。

(3) 効率的な施策の推進

今後予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化および社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効果的に施策を推進します。

(4) 計画の進捗管理

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標（KPI）をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、今後推進する施策の進行管理に活用します。

第4章　脆弱性評価

1　評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

(1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定

(2) 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

【個別施策分野】
①消防・防災、②都市建設、③保健・福祉・医療、④産業・経済・農林水産
⑤教育、⑥市民環境、⑦上下水道、⑧文化財、⑨行政機能
【横断的施策分野】
①情報共有と防災意識の向上、②人口減少と少子高齢化、③老朽化対策
④地域づくり・まちづくり

2　「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて33の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

＜起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）＞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		(3)	一級河川の大規模氾濫等による多数の死傷者の発生
		(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		(5)	暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(6)	被災地における感染症等の大規模発生
		(7)	福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避難所が開設できない事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		(2)	行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能･情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		(2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(3)	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン(※)等の長期間にわたる機能の停止
		(2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		(3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		(4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な二次災害を発生させない	(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		(3)	ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		(4)	有害物質・油の大規模拡散・流出による市域の荒廃
		(5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会･経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		(3)	後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失
		(4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(※)サプライチェーン：原材料調達から生産管理・物流・販売までの経済活動のつながり

3　「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO法人等）と連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別添資料①「脆弱性評価の結果（リスクシナリオ別の課題）」のとおりです。

4　重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を、別添資料②「施策分野別KPI一覧」のとおり29の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や今後これを踏まえて推進する施策の進行管理に活用します。

第５章　施策の重点化

１　施策の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくのかを考える必要があります。

本計画では、影響の大きさや緊急性という観点から、下表のとおり「重点化すべき起きてはならない最悪の事態」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとしました。これらについては、特に進捗状況や施策の具体化の状況等を踏まえながら施策の推進に努めます。

＜”重点化すべき”起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）＞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		(3)	一級河川の大規模氾濫等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(4)	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(2)	行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		(2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(3)	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な二次災害を発生させない	(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

※次項以降の国土強靱化の推進方針において、上表で重点化した最悪の事態については、**重 点**と標記しています。

第６章　脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

１　「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は、次のとおりとします。

目標1　　直接死を最大限防ぐ

1－(1)　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生　重 点

（公共施設等総合管理計画の推進）
・公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

（公共施設等マネジメント）
・男女共同参画センターの耐震化補強等について今後検討する。

（社会福祉施設整備の推進）
・耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
・耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

（要配慮者利用施設の耐震対策）
・今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

（俳遊館の保存活用）
・俳遊館について、有識者や関係者の意見も参考にし、耐震工事を検討する。

（住宅・建築物の耐震対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
・多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
・住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
・彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、中間評価を行う。
・避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。

（公営住宅の長寿命化）
・策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・救急救命士の増員を進める。

・消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
・年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

（学校施設の老朽化対策）
・学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

（防災教育の推進）
・市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
・地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・救命講習受講者数の増員を進める。
・被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

（文化財建造物の耐震対策）
・文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。

1－(2)　密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生　**重 点**

（社会福祉施設整備の推進）
・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

（無電柱化の推進）
・災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・消防団加入促進を更に進める。
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。
・新市民体育センターについて、(仮称)彦根市新市民体育センター整備計画に基づき、整備を進める中で、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を設置する。

（火災予防対策の推進）
・住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。
・管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、引き続き立入検査時等において指導を行う。
・防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

（危険物等対策の推進）
・危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（防災教育の推進）
・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（博物館における防火対策の充実）
・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。

（重伝建地区の無電柱化）
・市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

（防火対策の充実）
・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って防火対策の充実を図っていく。

1－(3)　一級河川の大規模氾濫等による多数の死傷者の発生　**重 点**

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

（農業用ため池の防災対策）
・防災重点ため池において耐震診断の実施とハザードマップの作成・公表を進める。

（水害に強いまちづくり）
・主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
・河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

（防災教育の推進）
・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

1－(4)　大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

（土砂災害に強いまちづくり）
・急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。

・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

（防災教育の推進）
・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・[再掲]要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

1－(5)　暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

（防災教育の推進）
・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。

目標2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－(1)　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止　重 点

（要配慮者対策の推進）
・要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。

・子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。

（農道・林道の防災対策）
・農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

（広域農道の老朽化対策）
・広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

（無電柱化の推進）
・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（オープンスペースの確保）
・防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（上水道管路耐震化の推進）
・水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

（学校施設の老朽化対策）
・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

（非常用物資の備蓄促進）
・新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で備蓄する非常用物資の内容・量等を検討するとともに、施設整備後の必要に応じて敷地内に防災備蓄倉庫の増設・備蓄量の拡充を検討する。
・備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
・災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後３日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
・災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しを検討する。
・市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
・大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）

・災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、　民間事業者、ＮＰＯ、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。

・県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

・大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）

・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（その他防災体制の充実）

・大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。

・災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

（重伝建地区の無電柱化）

・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

2－(2)　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（農道・林道の防災対策）

・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

（広域農道の老朽化対策）

・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

（幹線道路の整備促進）

・幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）

・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）

・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。

・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））

・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

2－(3)　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（要配慮者対策の推進）
・要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（オープンスペースの確保）
・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]消防団加入促進を更に進める。
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

2－(4)　想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱　**重 点**

（オープンスペースの確保）

・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（公共交通機関の機能停止への対応）

・公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。

・交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

（駅エレベーター停止への対応）

・市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

（彦根市都市再生整備計画の推進）

・彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

（非常用物資の備蓄促進）

・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で備蓄する非常用物資の内容・量等を検討するとともに、施設整備後の必要に応じて敷地内に防災備蓄倉庫の増設・備蓄量の拡充を検討する。

（市庁舎の防災機能の充実）

・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（緑地・オープンスペースの確保）

・新市民体育センターについて、自動車による避難者の集中も想定されることから、必要に応じ、駐車場等の拡充を検討する。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

・情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

（帰宅困難者対策の推進）

・帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。
また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）

・地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

2－(5)　医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺　**重 点**

（医療施設・設備・連携体制の充実）
・災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

（要配慮者対策の推進）
・[再掲]要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
・[再掲]子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。
・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（オープンスペースの確保）
・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（上水道管路耐震化の推進）
・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

（災害時における医療体制の継続）
・市立病院について、本市浄水場から直結の耐震配水管を布設する。
・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定することやBCP計画を見直し、病院の機能を維持できるよう検討する。

（医療施設・設備の整備）
・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者さんに影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化

を図る。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

２－(6)　被災地における感染症等の大規模発生

（感染症の発生・蔓延防止）
・浸水被害発生時の防疫の在り方について、再検討を実施する。
・消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

（下水道施設の防災対策の推進）
・下水道施設の適正な維持管理を進める。
・各種災害に対応する下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

（上水道管路耐震化の推進）
・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

２－(7)　福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避難所が開設できない事態

（社会福祉施設整備の推進）
・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

（福祉避難所の協定締結促進）
・福祉避難所開設に関する協定締結を促進する。

（要配慮者対策の推進）
・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

目標3　必要不可欠な行政機能は確保する

3－(1)　被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（被災者生活再建支援等の充実）
・日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。

3－(2)　行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下　重 点

（公共施設等総合管理計画の推進）
・[再掲]公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

（公共施設等マネジメント）
・[再掲]男女共同参画センターの耐震化補強等について今後検討する。

（被害認定業務の推進）
・家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。

（要配慮者利用施設の耐震対策）
・[再掲]今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）
・犬上分署への地図検索装置の整備を検討する。

（市の業務継続に必要な体制の整備）
・災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、ＮＰＯ、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
・[再掲]県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

（感染症の発生・蔓延防止）
・[再掲]消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・[再掲]地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。
・出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。
・災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

目標4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－(1)　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）
・[再掲]犬上分署への地図検索装置の整備を検討する。
・全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
・防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）
・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。
・非常通信用に衛星回線を確保する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

4－(2)　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（災害時における医療体制の継続）
・市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、公衆無線LANの整備を検討する。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）
・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）
・[再掲]全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
・[再掲]防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

4－(3)　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（災害時における医療体制の継続）
・[再掲]市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、公衆無線LANの整備を検討する。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）
・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。
・[再掲]非常通信用に衛星回線を確保する。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）
・[再掲]全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
・[再掲]防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

目標5　経済活動を機能不全に陥らせない

5－(1)　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
重 点

（中小企業・小規模企業者等の事業継続計画の策定支援）
・商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経済活動（サプライチェーン含む）への影響を最小限にする。

（危険物等対策の推進）
・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（火災予防対策の推進）
・[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、

引き続き立入検査時等において指導を行う。
・[再掲]防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

5－(2)　基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響　**重 点**

（中小企業・小規模企業者等の事業継続計画の策定支援）
・［再掲］商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経済活動（サプライチェーン含む）への影響を最小限にする。

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（歩道のバリアフリー化）
・歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）
・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（公共交通機関の機能停止への対応）
・[再掲]公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
・[再掲]交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

（駅エレベーター停止への対応）
・[再掲]市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しを検討する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。

5－(3)　食料等の安定供給の停滞　**重 点**

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）
・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で備蓄する非常用物資の内容・量等を検討するとともに、施設整備後の必要に応じて敷地内に防災備蓄倉庫の増設・備蓄量の拡充を検討する。
・[再掲]備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
・[再掲]災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後３日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、ＮＰＯ、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。
・[再掲]県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

目標6　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－(1)　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]本庁舎および中央町仮庁舎について、72時間は連続稼働できる非常用発電機の整備または準備体制の構築を検討する。

（無電柱化の推進）
・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（危険物等対策の推進）
・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（重伝建地区の無電柱化）
・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

6－(2)　上水道等の長期間にわたる供給停止

（上水道管路耐震化の推進）
・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

6－(3)　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽の管理体制の整備）

・災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、県と連携し浄化槽管理者情報の整備を推進する。

（農業集落排水処理施設の機能保全）

・農業集落排水処理施設について、優先順位付けを行うなど、実行可能なＢＣＰ計画の見直しを進める。また、被災調査に必要な資器材の備蓄に努める。

・農業集落排水の管路に滞水した汚水の運搬など、民間企業の応援が得られるよう協力体制の充実を図る。

（下水道施設の防災対策の推進）

・[再掲]下水道施設の適正な維持管理を進める。

・[再掲]各種災害に対応する下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

（し尿処理体制の整備）

・彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る。

・簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備を更に進める。また、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ（レンタル）方法も検討していく。

（その他防災体制の充実）

・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

6－(4)　新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

（農道・林道の防災対策）

・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

（広域農道の老朽化対策）

・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

（幹線道路の整備促進）

・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）

・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（歩道のバリアフリー化）

・[再掲]歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）

・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。

・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（公共交通機関の機能停止への対応）
・[再掲]公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
・[再掲]交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

（駅エレベーター停止への対応）
・[再掲]市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

目標7　制御不能な二次災害を発生させない

7－(1)　地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生　重 点

（無電柱化の推進）
・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（住宅・建築物の耐震対策の推進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・[再掲]住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
・[再掲]多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
・[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
・[再掲]彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、中間評価を行う。
・[再掲]避難路等の倒壊の恐れのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]消防団加入促進を更に進める。
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材

について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。
・[再掲]新市民体育センターについて、(仮称)彦根市新市民体育センター整備計画に基づき、整備を進める中で、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を設置する。

（火災予防対策の推進）
・[再掲]住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。
・[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、引き続き立入検査時等において指導を行う。
・[再掲]防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

（危険物等対策の推進）
・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・[再掲]感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

（重伝建地区の無電柱化）
・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

7－(2)　沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（公共施設等総合管理計画の推進）
・[再掲]公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

（公共施設等マネジメント）
・[再掲]男女共同参画センターの耐震化補強等について今後検討する。

（俳遊館の保存活用）
・[再掲]俳遊館について、有識者や関係者の意見も参考にし、耐震工事を検討する。

（空き店舗およびアーケード等の整備事業）
・商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（歩道のバリアフリー化）
・[再掲]歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（空き家対策）
・管理不全な空き家の所有者等に対し、助言、指導、勧告を行い状況改善を促すほか、管理不全な空き家の発生を未然に防ぐため、空き家の利活用の促進を図るなど、空き家対策を推進する。

（住宅・建築物の耐震対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・[再掲]住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
・[再掲]多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
・[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
・[再掲]彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、中間評価を行う。
・[再掲]避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。
・[再掲]銀座街について、地域とともに必要な対策を進める。

（公営住宅の長寿命化）
・[再掲]策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（下水道施設の防災対策の推進）
・[再掲]下水道施設の適正な維持管理を進める。
・[再掲]各種災害に対応する下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

（上水道管路耐震化の推進）
・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

（市庁舎の防災機能の充実）
・[再掲]新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

7－(3)　ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

（農業用ため池の防災対策）
・[再掲]防災重点ため池において耐震診断の実施とハザードマップの作成・公表を進める。

（水害に強いまちづくり）
・[再掲]主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
・[再掲]河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）
・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（消防体制の充実）
・施設、消火栓、防火水槽および各種資機材の点検・維持管理を行う。

7－(4)　有害物質・油の大規模拡散・流出による市域の荒廃

（有害物質等対策の推進）
・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者に啓発を行う。
・災害時の原子力発電所において、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

（住宅・建築物のアスベスト対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

（危険物等対策の推進）
・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

7－(5)　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・農業施設の適切な保全管理）
・農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることに

より遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

（森林の保全対策）
・森林生産組合などと連携を図り、施業や境界明確化の推進を図る。
・里山での野生獣による被害軽減を図るため、緩衝帯の整備を進める。
・獣害対策として駆除や防除対策を引き続き実施する。

目標8　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8－(1)　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の円滑な処理）
・災害廃棄物仮置場候補地を、市有地以外も含めて選定するなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る。
・災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る。

（オープンスペースの確保）
・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

8－(2)　復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（被害認定業務の推進）
・[再掲]家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。

（被災者生活再建支援等の充実）
・[再掲]日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。
・市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]消防団加入促進を更に進める。
・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）
・[再掲]救急救命士の増員を進める。

（防災教育の推進）
・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を

進める。

（市の業務継続に必要な体制の整備）
・[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する

（その他防災体制の充実）
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。
・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

8－(3)　後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失

（文化財建造物の耐震対策）
・[再掲]文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。

（重伝建地区の無電柱化）
・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

（動産文化財保存方法の検討）
・動産文化財の保存方法についての検討を行う。

（防火対策の充実）
・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って防火対策の充実を図っていく。

（俳遊館の保存活用）
・[再掲]俳遊館について、有識者や関係者の意見も参考にし、耐震工事を検討する。

（消防体制の充実）
・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

（火災予防対策の推進）
・[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、引き続き立入検査時等において指導を行う。
・[再掲]防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

（危険物等対策の推進）
・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（博物館における防火対策の充実）
・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。

８－(4)　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（オープンスペースの確保）
・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（地籍調査の推進）
・災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

2　「施策分野」別の推進方針

１の結果を踏まえ、各施策を目的別に捉えた「個別施策分野」および市が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりです。

(1) 個別施策分野

① 消防・防災

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）

・消防団加入促進を更に進める。
・引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
・消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

（消防体制の充実）

・救急救命士の増員を進める。
・消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
・年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
・年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。
・新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を設置する。

（火災予防対策の推進）

・管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、引き続き立入検査時等において指導を行う。
・防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。
・住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。

（危険物等対策の推進）

・危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

・犬上分署への地図検索装置の整備を検討する
・全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
・防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。

（非常用物資の備蓄促進）

・備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
・新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で備蓄する非常用物資の内容・量等を検討するとともに、施設整備後の必要に応じて敷地内に防災備蓄倉庫の増設・備蓄量の拡充を検討する。
・災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後３日分の非常用食料を備蓄するよう啓発

する。
・災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しを検討する。
・市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
・大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）
・情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

（市の業務継続に必要な体制の整備）
・災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、ＮＰＯ、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
・県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

（帰宅困難者対策の推進）
・帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

（有害物質等対策の推進）
・災害時の原子力発電所において、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

（し尿処理体制の整備）
・簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備を更に進める。また、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ（レンタル）方法も検討していく。

（感染症の発生・蔓延防止）
・消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。
・災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、

市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。
・出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・救命講習受講者数の増員を進める。
・感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
・大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。
・災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や本市地域防災計画に基づいた受援計画を策定し具体的な方策を講ずる。
・災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。
・要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

② 都市建設

（幹線道路の整備促進）
・幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（道路や橋梁の適切な維持管理）
・道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

（歩道のバリアフリー化、無電柱化の推進）
・歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。
・災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（水害に強いまちづくり）
・主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
・河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。

（土砂災害に強いまちづくり）
・急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

（空き家対策）
・管理不全な空き家の所有者等に対し、助言、指導、勧告を行い状況改善を促すほか、管理不全な空き家の発生を未然に防ぐため、空き家の利活用の促進を図るなど、空き家対策を推進する。

（住宅・建築物の耐震対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
・多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
・住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
・彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、中間評価を行う。
・避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。
・銀座街について、地域とともに必要な対策を進める。

（オープンスペースの確保）
・防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（公共交通機関の機能停止への対応）
・公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
・交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

（駅エレベーター停止への対応）
・市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

（地籍調査の推進）
・災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

（住宅・建築物のアスベスト対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

（彦根市都市再生整備計画の推進）
・彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

（公営住宅の長寿命化）
・策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（関係行政機関等との連携体制の整備）
・道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。
・大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

（その他防災体制の充実）
・被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

③ 保健・福祉・医療

（社会福祉施設整備の推進）
・耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
・耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

（医療施設・設備・連携体制の充実）
・災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

（要配慮者対策の推進）
・要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
・子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。
・要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（感染症の発生・蔓延防止）
・浸水被害発生時の防疫の在り方について、再検討を実施する。

（福祉避難所の協定締結促進）
・福祉避難所開設に関する協定締結を促進する。

（保育所等の耐震対策）
・公立・私立の認可保育所およびこども園の耐震化は完了しているが、今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・公立・私立の認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等における避難確保計画について、関係課と連携し策定を支援する。

（災害時における医療体制の継続）
・市立病院について、本市浄水場から直結の耐震配水管を布設する。
・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定することやBCP計画を見直し、病院の機能を維持できるよう検討する。
・市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、公衆無線LANの整備を検討する。
・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

（医療施設・設備の整備）
・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者さんに影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

④ 産業・経済・農林水産

（俳遊館の保存活用）

・俳遊館について、有識者や関係者の意見も参考にし、耐震工事を検討する。

（中小企業・小規模企業者等の事業継続計画の策定支援）

・商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経済活動（サプライチェーン含む）への影響を最小限にする。

（農業集落排水処理施設の機能保全）

・農業集落排水処理施設について、優先順位付けを行うなど、実行可能なＢＣＰ計画の見直しを進める。また、被災調査に必要な資器材の備蓄に努める。

・農業集落排水の管路に滞水した汚水の運搬など、民間企業の応援が得られるよう協力体制の充実を図る。

（農道・林道の防災対策）

・農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

（広域農道の老朽化対策）

・広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

（空き店舗およびアーケード等の整備事業）

・商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

（農業用ため池の防災対策）

・防災重点ため池において耐震診断の実施とハザードマップの作成・公表を進める。

（農地・農業施設の適切な保全管理）

・農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることにより遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

（森林の保全対策）

・森林生産組合などと連携を図り、施業や境界明確化の推進を図る。

・里山での野生獣による被害軽減を図るため、緩衝帯の整備を進める。

・獣害対策として駆除や防除対策を引き続き実施する。

⑤ 教育

（幼稚園の耐震対策）

・公立・私立の幼稚園の耐震化は完了しているが、今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）

・公立・私立の幼稚園における避難確保計画について、関係課と連携し策定を支援する。

（学校施設の老朽化対策）

・学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行

う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

（防災教育の推進）
・市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。

（博物館における防火対策の充実）
・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

⑥ 市民環境

（災害廃棄物の円滑な処理）
・災害廃棄物仮置場候補地を、市有地以外も含めて選定するなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る。
・災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る。

（浄化槽の管理体制の整備）
・災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、県と連携し浄化槽管理者情報の整備を推進する。

（有害物質等対策の推進）
・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者に啓発を行う。

（し尿処理体制の整備）
・彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る。

⑦ 上下水道

（下水道施設の防災対策の推進）
・下水道施設の適正な維持管理を進める。
・各種災害に対応する下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

（上水道管路耐震化の推進）
・水道施設・管路について、彦根市水道事業第３期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

⑧ 文化財
（文化財建造物の耐震対策） ・文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。 **（重伝建地区の無電柱化）** ・市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。 **（動産文化財保存方法の検討）** ・動産文化財の保存方法についての検討を行う。 **（防火対策の充実）** ・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って防火対策の充実を図っていく。

⑨ 行政機能
（公共施設等総合管理計画の推進） ・公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。 **（公共施設等マネジメント）** ・男女共同参画センターの耐震化補強等について今後検討する。 **（被害認定業務の推進）** ・家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。 **（被災者生活再建支援等の充実）** ・市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る。 ・日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。 **（市庁舎の防災機能の充実）** ・本庁舎および中央町仮庁舎について、72時間は連続稼働できる非常用発電機の整備または準備体制の構築を検討する。 ・新市民体育センターについて、整備計画に基づき、整備を進める中で、非常用発電設備や太陽光発電設備、マンホールトイレを設置するなど、防災拠点としての機能を有する新市民体育センターを整備する。 **（緑地・オープンスペースの確保）** ・新市民体育センターについて、自動車による避難者の集中も想定されることから、必要に応じ、駐車場等の拡充を検討する。 **（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）** ・非常通信用に衛星回線を確保する。

（2）横断的施策分野

① 情報共有と防災意識の向上

（医療施設・設備・連携体制の充実）

・[再掲]災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

（要配慮者対策の推進）

・[再掲]要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。

・[再掲]子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。

・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（火災予防対策の推進）

・[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任について、引き続き立入検査時等において指導を行う。

・[再掲]防火対象物の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

・[再掲]住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。

（危険物等対策の推進）

・[再掲]危険物施設の立入検査をこれまで以上に実施し、査察体制の強化を図る。

（防災教育の推進）

・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）

・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。

・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

・[再掲]地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。

・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

・[再掲]出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

（市の業務継続に必要な体制の整備）

・[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継

続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）
・[再掲]防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。

（非常用物資の備蓄促進）
・[再掲]災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後３日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。

（各種防災情報の周知啓発の推進）
・[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

（その他防災体制の充実）
・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
・[再掲]感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。
・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

② 人口減少と少子高齢化

（要配慮者利用施設の耐震対策）
・[再掲]今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成）
・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

（学校施設の老朽化対策）
・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

（防災教育による地域防災力の向上）
・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。

③ 老朽化対策

（公共施設等総合管理計画の推進）
・[再掲]公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

（公共施設等マネジメント）
・[再掲]男女共同参画センターの耐震化補強等について今後検討する。

（社会福祉施設整備の推進）
・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

（俳遊館の保存活用）
・[再掲]俳遊館について、有識者や関係者の意見も参考にし、耐震工事を検討する。

（農道・林道の防災対策）
・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

（広域農道の老朽化対策）
・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

（空き店舗およびアーケード等の整備事業）
・[再掲]商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

（農業用ため池の防災対策）
・[再掲]防災重点ため池において耐震診断の実施とハザードマップの作成・公表を進める。

（住宅・建築物の耐震対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・[再掲]住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
・[再掲]多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
・[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
・[再掲]彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、中間評価を行う。
・[再掲]避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。
・[再掲]銀座街について、地域とともに必要な対策を進める。

（住宅・建築物のアスベスト対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））
・[再掲]吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

（公営住宅の長寿命化）
・[再掲]策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

（医療施設・設備の整備）
・[再掲]市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者さんに影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

（消防体制の充実）
・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。

（学校施設の老朽化対策）
・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

（博物館における防火対策の充実）
・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年12月23日文部科学大臣決定）」に基づき、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同日付改訂）」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

④ 地域づくり・まちづくり

（重伝建地区の無電柱化）
・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

（要配慮者対策の推進）
・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

（農地・農業施設の適切な保全管理）
・[再掲]農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることにより遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

（幹線道路の整備促進）
・[再掲]幹線道路の整備（ラウンドアバウト整備等を含む）によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

（歩道のバリアフリー化、無電柱化の推進）
・[再掲]歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。
・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

（オープンスペースの確保）
・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

（彦根市都市再生整備計画の推進）
・[再掲]彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））
・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）
・[再掲]消防団加入促進を更に進める。

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）
・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

（別添資料①）脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

1　リスクシナリオ別の課題

目標1　　直接死を最大限防ぐ

1－(1)　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○公共施設の耐震化および老朽化・長寿命化への対応のための修繕・改修工事等を計画的に行う必要がある。
○男女共同参画センターについては、施設全体の老朽化が進んでおり、修繕および改修工事が必要である。
○介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園の耐震化は完了しているが、防災・減災の更なる機能強化を検討する必要がある。
○公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、全ての園において避難確保計画を作成していない。(浸水想定区域等の見直しがされており、作成を要する園が決定していないため。)
○俳遊館について、早急に耐震工事をする必要があるが、景観重要建造物であり、外観意匠を保存できる方法があるか、工事費用が確保できるかが課題である。
○住宅の耐震化率についてはH27に82.9%であり、多数の者が利用する建築物の耐震化についてはH27に69.8%である。H18から一定の進捗は見られるものの、その進捗は鈍化である。
○住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、耐震化が進んでいない。
○耐震診断を実施した結果、改修が必要とされた木造住宅について、耐震改修にかかる経済的負担が大きいことから耐震化が進んでいない。
○避難路、通学路等の危険なブロック塀等について、その安全性に対する認識不足などから、対策が進んでいない。
○被災建築物応急危険度判定の必要性に対する共通認識と災害対策本部での位置付け、判定を実施するための人員確保やそれを補完するシステム等の環境整備等、実施体制の構築を図る必要がある。
○建築年が古い公営住宅について経年劣化等が進み、災害時に住民に対し危険が発生するのを防ぐため、施設の長寿命化を図る改修を行う必要がある。
○近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○小中学校施設の耐震化は完了している。
○経年劣化による学校施設の老朽化対策が必要。また、学校施設は避難所となっているが、非常

用発電装置を設置しておらず、停電発生時に電源確保ができない。
○新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
○避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報) を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。
○文化財建造物は耐震基準がない時代に建てられているため、特に不特定多数の観光客が出入りする公開施設に関しては、安全対策を検討する必要がある。

1－(2)　密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○[再掲]介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○[再掲]障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○消防団員については定員割れの状況が続いている。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任状況が100%に達していない。
○住宅用火災警報器について、全ての住宅で設置が義務付けられているが、未設置住宅が存在する。設置済住宅についても、適正な維持管理について啓発する必要がある。
○感震ブレーカーの認知度および設置状況については、微増はしているものの依然低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。
○平成30年4月1日から運用開始された消防法令違反対象物に係る公表制度については、是正指導を強化して取り組んだ結果、不備・違反事項は大幅に是正されるまでに至ったが、令和4年前後を目途に未把握対象物を含む全ての防火対象物の違反処理を行うための新たな違反処理体制を構築する必要がある。
○危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。
○彦根城博物館について、防火設備の設置後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念がある。
○新市民体育センターについて、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

○[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
○市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。
○指定文化財（建造物）には、設置後30年以上経過した防火設備もあり、災害時に十分な防火活動が行えない可能性がある。

1－(3)　一級河川の大規模氾濫等による多数の死傷者の発生

○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、全ての園において避難確保計画を作成していない。(浸水想定区域等の見直しがされており、作成を要する園が決定していないため。)
○防災重点ため池の耐震診断を行い、状況把握を進める必要がある。また、防災重点ため池のハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知する必要がある。
○一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
○近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
○要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す必要がある。
○[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報) を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

1－(4)　大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、全ての園において避難確保計画を作成していない。(浸水想定区域等の見直しがされており、作成を要する園が決定していないため。)

○近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
○[再掲]要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す必要がある。
○[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報) を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

1－(5)　暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、全ての園において避難確保計画を作成していない。(浸水想定区域等の見直しがされており、作成を要する園が決定していないため。)
○除雪対策については、規定値以上の積雪時に主要幹線道路を中心に実施している。生活道路については、地域住民の協力を求めており、今後も広報等を通じ、啓発を図っていく必要がある。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○[再掲]地震および水害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。

○[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報) を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

目標2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－(1)　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○高度な医療を要する人で特に人工呼吸器等の電力が必要な人の対象者の正確な把握が難しく、個別支援計画の策定が進んでいない。状況により複数の所属が関係していたり、制度の狭間になる対象については個別支援計画の策定の支援が難しい現状がある。人工呼吸器等医療機器利用者を支援するために、避難所等における非常電源確保が課題である。
○農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める必要がある。
○広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。
○未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
○住民避難ルート沿道の大規模建築物の倒壊を防ぐ必要がある。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
○[再掲]小中学校施設の耐震化は完了している。
○[再掲]経年劣化による学校施設の老朽化対策が必要。また、学校施設は避難所となっているが、非常用発電装置を設置しておらず、停電発生時に電源確保ができない。
○新市民体育センターについて、想定する受け入れ避難者数に見合った非常用物資の備蓄が必要である。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。
○災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。
○地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要がある。
○災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しをする必要がある。
○市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備が必要である。
○大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。
○災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、高知県高松市、岐阜県大垣市との間では相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締結先の拡大を検討する必要がある。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を結ぶ必要がある。
○[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れ

がある。

2－(2)　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
○[再掲]農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める必要がある。 ○[再掲]広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。 ○幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。 ○道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。 ○橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。 ○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。 ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。 ○道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。 ○[再掲]災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。 ○[再掲]地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要がある。 ○[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しをする必要がある。 ○[再掲]大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。 ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。 ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。

2－(3)　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
○災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意識等から登録者数が伸び悩んでいる。 ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。 ○[再掲]消防団員については定員割れの状況が続いている。 ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。 ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。 ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。 ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。

○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。

2－(4)　想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
○公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
○公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することとなる。
○市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
○大規模災害時には、駅等のターミナルにおいて通勤・通学者、観光客、ビジネス客等、多くの帰宅困難者が集中し、大きな混乱が予想されることから、安全安心で快適なまちづくりを進める必要がある。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]新市民体育センターについて、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、想定する受け入れ避難者数に見合った非常用物資の備蓄が必要である。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○新市民体育センターについて、指定緊急避難所や指定避難所として自動車による避難者の集中も想定されるため、駐車場が不足する可能性がある。
○情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要がある。
○公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者の受け入れのために一時滞在施設の確保が必要である。
○地域で避難所運営ができるよう引き続き啓発等が必要である。
○[再掲]大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し､バス事業者と協定を結ぶ必要がある。

2－(5)　医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○医療救護計画のシミュレーションを行う必要がある。
○[再掲]高度な医療を要する人で特に人工呼吸器等の電力が必要な人の対象者の正確な把握が難しく、個別支援計画の策定が進んでいない。状況により複数の所属が関係していたり、制度の狭間になる対象については個別支援計画の策定の支援が難しい現状がある。人工呼吸器等医療機器利用者を支援するために、避難所等における非常電源確保が課題である。
○妊婦については,母子健康手帳交付の際に面談を実施し、各個人の状況を把握して、妊婦台帳を作成しているが、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定が必要である。
○[再掲]災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意識等から登録者数が伸び悩んでいる。
○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳

しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
○断水時においても、市立病院の機能を3日分程度維持するための水の貯水量が不足している。
○市立病院における貯水槽やコージェネレーション発電機等の設備は地下に設置されており、浸水時に設備の機能が失われる可能性がある。
○新市立病院開設から17年以上が経過し、空調設備等の設備の老朽化が著しい中で、空調等設備の突発的な不具合が発生した場合、すぐさま患者さんへの治療もしくは療養環境に影響がでる。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。
○[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備が必要である。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料を備蓄する必要がある。

2－(6)　被災地における感染症等の大規模発生

○浸水被害が甚大な場合の防疫対応(消毒の実施、消毒剤の配布・指導）について、現在の役割分担では対応が困難となる可能性が高い。
○本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
○下水道業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
○消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する必要がある。

2－(7)　福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避難所が開設できない事態

○[再掲]介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○[再掲]障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
○福祉避難所開設に関する協定締結先施設数を増やし、福祉避難所が開設可能な施設を充実させる必要がある。
○[再掲]災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意識等から登録者数が伸び悩んでいる。

○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

目標3　必要不可欠な行政機能は確保する

3－(1)　被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

○大規模災害に被災した場合、市税や保険料等の納期限までの納付が困難になることが予想される。

3－(2)　行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下

○[再掲]公共施設の耐震化および老朽化・長寿命化への対応のための修繕・改修工事等を計画的に行う必要がある。
○[再掲]男女共同参画センターについては、施設全体の老朽化が進んでおり、修繕および改修工事が必要である。
○家屋被害認定業務について、被災住宅の規模が数百件になった場合、ペーパー管理では対応が厳しくなるほか、マンパワーが不足することになる。また、現在は発災時の対応マニュアル等が整備されていないため、初動に遅れが発生することが考えられる。
○中央町仮庁舎の非常用発電機は連続稼働時間が不足している(45.9時間)。また、本庁舎(既存庁舎)の非常用発電機は72時間の連続稼働が可能であるが、水冷式であるため水道断水時は3.5時間程度しか稼働できない。
○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園の耐震化は完了しているが、防災・減災の更なる機能強化を検討する必要がある。
○犬上分署で119番受信する際は、通報場所を探す地図検索装置が必要であるが、あくまで119番受信の迂回先であるため、設備はなく通報場所特定に時間を要する。
○災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画を見直す必要がある。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う必要がある。
○[再掲]災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。
○消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する必要がある。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決

定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○[再掲]県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、高知県高松市、岐阜県大垣市との間では相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締結先の拡大を検討する必要がある。
○[再掲]地域で避難所運営ができるよう引き続き啓発等が必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れる必要がある。
○[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料を備蓄する必要がある。

目標4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－(1)　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○[再掲]犬上分署で119番受信する際は、通報場所を探す地図検索装置が必要であるが、あくまで119番受信の迂回先であるため、設備はなく通報場所特定に時間を要する。
○[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要がある。
○災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要がある。
○緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
○[再掲]災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
○電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。

4－(2)　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、無線LANを整備する必要がある。
○[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要がある。
○[再掲]災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要がある。
○[再掲]緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
○[再掲]災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。

4－(3)　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○[再掲]市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、無線LANを整備する必要がある。
○[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要がある。
○[再掲]災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要がある。
○[再掲]緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
○[再掲]災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要であ

る。
○[再掲]電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。

目標5　経済活動を機能不全に陥らせない

5－(1)　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○災害時が発生した場合に、中小企業・小規模企業において経済活動等が継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
○[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任状況が100%に達していない。
○[再掲]平成30年4月1日から運用開始された消防法令違反対象物に係る公表制度については、是正指導を強化して取り組んだ結果、不備・違反事項は大幅に是正されるまでに至ったが、令和4年前後を目途に未把握対象物を含む全ての防火対象物の違反処理を行うための新たな違反処理体制を構築する必要がある。
○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。

5－(2)　基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○[再掲]災害が発生した場合に、中小企業・小規模企業において経済活動等が継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。
○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○歩道のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の特定経路において事業を継続して実施するとともにその他道路についても計画的な事業推進を図る必要がある。
○安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づく自転車歩行車道の整備を図っていく必要がある
○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
○[再掲]公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
○[再掲]公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することとなる。
○[再掲]市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を

図る必要がある。
○[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設（特に市域の北部）や資機材の見直しをする必要がある。
○[再掲]大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。

5－(3)　食料等の安定供給の停滞

○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、想定する受け入れ避難者数に見合った非常用物資の備蓄が必要である。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。
○[再掲]災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。
○[再掲]地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要がある。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
○[再掲]県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、高知県高松市、岐阜県大垣市との間では相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締結先の拡大を検討する必要がある。

目標6　　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－(1)　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○[再掲]中央町仮庁舎の非常用発電機は連続稼働時間が不足している(45.9時間)。また、本庁舎(既存庁舎)の非常用発電機は72時間の連続稼働が可能であるが、水冷式であるため水道断水時

は3.5時間程度しか稼働できない。
○[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備が必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。
○[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。

6－(2)　上水道等の長期間にわたる供給停止

○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

6－(3)　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、浄化槽管理者情報を整備する必要がある。
○農業集落排水処理施設について、職員数が少なく、また他施設の調査に人員が割かれるため、迅速な被害調査ができないことが予測される。また、被災調査に必要な資器材が不足している。
○農業集落排水処理施設について、仮設電源を常備していないため、リースの在庫状況や運搬経路の被災状況等により、スムーズに調達・対応が出来ないことが想定される。
○[再掲]本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
○[再掲]下水道業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
○彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある
○防災拠点や避難所における緊急時のトイレがまだまだ不足している。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。

6－(4)　新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

○[再掲]農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める必要がある。
○[再掲]広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。
○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改

正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○[再掲]歩道のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の特定経路において事業を継続して実施するとともにその他道路についても計画的な事業推進を図る必要がある。
○[再掲]安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づく自転車歩行車道の整備を図っていく必要がある。
○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
○[再掲]公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
○[再掲]公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することとなる。
○[再掲]市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。

目標7　制御不能な二次災害を発生させない

7－(1)　地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○[再掲]住宅の耐震化率についてはH27に82.9%であり、多数の者が利用する建築物の耐震化についてはH27に69.8%である。H18から一定の進捗は見られるものの、その進捗は鈍化である。
○[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、耐震化が進んでいない。
○[再掲]耐震診断を実施した結果、改修が必要とされた木造住宅について、耐震改修にかかる経済的負担が大きいことから耐震化が進んでいない。
○[再掲]避難路、通学路等の危険なブロック塀等について、その安全性に対する認識不足などから、対策が進んでいない。
○[再掲]被災建築物応急危険度判定の必要性に対する共通認識と災害対策本部での位置付け、判定を実施するための人員確保やそれを補完するシステム等の環境整備等、実施体制の構築を図る必要がある。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○[再掲]消防団員については定員割れの状況が続いている。
○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。

○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任状況が100%に達していない。
○[再掲]住宅用火災警報器について、全ての住宅で設置が義務付けられているが、未設置住宅が存在する。設置済住宅についても、適正な維持管理について啓発する必要がある。
○[再掲]感震ブレーカーの認知度および設置状況については、微増はしているものの依然低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。
○[再掲]平成30年4月1日から運用開始された消防法令違反対象物に係る公表制度については、是正指導を強化して取り組んだ結果、不備・違反事項は大幅に是正されるまでに至ったが、令和4年前後を目途に未把握対象物を含む全ての防火対象物の違反処理を行うための新たな違反処理体制を構築する必要がある。
○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。

7－(2)　沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○[再掲]公共施設の耐震化および老朽化・長寿命化への対応のための修繕・改修工事等を計画的に行う必要がある。
○[再掲]男女共同参画センターについては、施設全体の老朽化が進んでおり、修繕および改修工事が必要である。
○[再掲]俳遊館について、早急に耐震工事をする必要があるが、景観重要建造物であり、外観意匠を保存できる方法があるか、工事費用が確保できるかが課題である。
○商店街等の衰退に伴い、空き店舗等が増加し、街なかの賑わいが失われ、経済活動の弱体化を招いている。また、弱体によりアーケードの維持管理が困難な状況に陥っている。
○[再掲]幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の一部見直しを平成21年度（2009年度）に行い、現在、令和2年度の策定に向けて抜本的な見直しを行っており、これに基づき効果的な整備を図っていく必要がある。また、国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っている。国や県においても厳しい財政状況であるが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要がある。
○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。
○[再掲]橋梁の維持管理については、H25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年（2014年）7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
○[再掲]歩道のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の特定経路において事業を継続して実施するとともにその他道路についても計画的な事業推進を図る必要がある。
○[再掲]安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づく自転車歩行車道の整備を図っていく必要がある。

○災害時の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、県と連携し計画的に空家等対策を進める必要がある。
○[再掲]住宅の耐震化率についてはH27に82.9%であり、多数の者が利用する建築物の耐震化についてはH27に69.8%である。H18から一定の進捗は見られるものの、その進捗は鈍化である。
○[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、耐震化が進んでいない。
○[再掲]耐震診断を実施した結果、改修が必要とされた木造住宅について、耐震改修にかかる経済的負担が大きいことから耐震化が進んでいない。
○[再掲]避難路、通学路等の危険なブロック塀等について、その安全性に対する認識不足などから、対策が進んでいない。
○[再掲] 被災建築物応急危険度判定の必要性に対する共通認識と災害対策本部での位置付け、判定を実施するための人員確保やそれを補完するシステム等の環境整備等、実施体制の構築を図る必要がある。
○[再掲]住民避難ルート沿道の大規模建築物の倒壊を防ぐ必要がある。
○[再掲]建築年が古い公営住宅について経年劣化等が進み、災害時に住民に対し危険が発生するのを防ぐため、施設の長寿命化を図る改修を行う必要がある。
○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
○[再掲]本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
○[再掲]下水道業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
○[再掲]新市民体育センターについて、防災拠点として、被災時における災害対応活動を維持するため、対策を講じる必要がある。
○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る必要がある。

7－(3)　ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

○[再掲]防災重点ため池の耐震診断を行い、状況把握を進める必要がある。また、防災重点ため池のハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知する必要がある。
○[再掲]一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
○[再掲]近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。
○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。

7－(4)　有害物質・油の大規模拡散・流出による市域の荒廃
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者に啓発する必要がある。 ○災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講ずる必要がある。 ○災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する必要がある。 ○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。

7－(5)　農地・森林等の荒廃による被害の拡大
○農業従事者の高齢化や担い手への農地集約の推進に伴い、農地や農業施設の保全管理が困難になりつつある。また、多面的機能支払交付金事業の事務が繁雑で、取り組みに消極的な集落がある。 ○本市は96.5%強が私有林であり、施業の集約化や森林伐採など作業を行う場合、森林所有者の特定や境界の明確化、施業への理解が課題である。 ○社会経済情勢の変化により、管理・利用されずに荒廃し、野生獣の住処となり、森林の多面的機能が低下するなど、住民生活に支障を及ぼしている。

目標8　　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8－(1)　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
○災害廃棄物仮置場候補地を選定しているが、想定する災害廃棄物量に対して面積が不足している。 ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。 ○災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る必要がある。 ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。

8－(2)　復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
○[再掲]家屋被害認定業務について、被災住宅の規模が数百件になった場合、ペーパー管理では対応が厳しくなるほか、マンパワーが不足することになる。また、現在は発災時の対応マニュアル等が整備されていないため、初動に遅れが発生することが考えられる。 ○[再掲]大規模災害に被災した場合、市税や保険料等の納期限までの納付が困難になることが予想される。 ○[再掲]消防団員については定員割れの状況が続いている。 ○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。 ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。 ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。

○[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画を見直す必要がある。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う必要がある。
○被災地域の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る必要がある。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。
○[再掲]災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

8－(3)　後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失

○[再掲]文化財建造物は耐震基準がない時代に建てられているため、特に不特定多数の観光客が出入りする公開施設に関しては、安全対策を検討する必要がある。
○[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。
○他の自治体において、台風や火災による収蔵文化財への大きな被害が発生している。彦根市でも現有の収蔵スペースが不足しており、動産文化財の保存が難しい状況となっている。
○[再掲]指定文化財（建造物）には、設置後30年以上経過した防火設備もあり、災害時に十分な防火活動が行えない可能性がある。
○[再掲]俳遊館について、早急に耐震工事をする必要があるが、景観重要建造物であり、外観意匠を保存できる方法があるか、工事費用が確保できるかが課題である。
○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
○[再掲]管内において防火管理者の必要とする防火対象物における防火管理者の選任状況が100%に達していない。
○[再掲]感震ブレーカーの認知度および設置状況については、微増はしているものの依然低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。
○[再掲]平成30年4月1日から運用開始された消防法令違反対象物に係る公表制度については、是正指導を強化して取り組んだ結果、不備・違反事項は大幅に是正されるまでに至ったが、令和4年前後を目途に未把握対象物を含む全ての防火対象物の違反処理を行うための新たな違反処理体制を構築する必要がある。
○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と、予防規程による災害発生時の初動体制教育の継続した指導を行う必要がある。
○[再掲]彦根城博物館について、防火設備の設置後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念がある。
○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。地域防災計画に基づいた受援計画の策定が必要である。

8－(4)　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
○災害後の円滑な復旧復興を可能とするため、土地境界等を明確にしておく必要がある。

（別添資料②）施策分野別KPI一覧

【個別施策分野】

① 消防・防災

重要業績指標	現 況	目 標
救命講習修了者数	1,232人（R1）	1,700人（R3）
住宅用火災警報器の設置率	82.3%（R1）	100.0%（R3）
犬上分署の地図探索装置数	0個（R1）	1個（R4）
食糧の備蓄数	67,110食（R1）	93,750食（R9）
水(500ml)の備蓄数	92,900本（R1）	125,640本（R9）
毛布の備蓄数	14,670枚（R1）	25,576枚（R9）
自主防災組織活動カバー率	74.2%（R1）	77.6%（R6）

② 都市建設

重要業績指標	現 況	目 標
道路整備率（幹線市道、都市計画道路）	55.0%（R1）	59.1%（R9）
橋梁長寿命化修繕工事済みの橋梁数	5橋（R1）	15橋（R9）
重点整備地区における歩道のバリアフリー整備率	84.5%（R1）	100%（R9）
河川新設改良事業の整備率	82.1%（R1）	83.3%（R9）
急傾斜地崩壊危険区域内の保全済み家屋累計数	238戸（R1）	248戸（R9）
管理不全な空家等および特定空家等の是正率	50%（H30）	60%（R4）
住宅の耐震化率	82.9%（H27）	95.0%（R7）
多数の者が利用する建築物の耐震化率	69.8%（H27）	96.5%（R7）
市民一人あたりの都市公園面積	12.9㎡（R1）	15.9㎡（R12）

③ 保健・福祉・医療

重要業績指標	現 況	目 標
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成数	0件（R1）	※滋賀県にて最新の洪水浸水想定区域が公表され、本市地域防災計画に位置付けた後、設定する。
病院機能維持のための水の確保	1日分（R1）	3日分（可能な限り早期に）
災害時避難行動要支援者登録者数	2,444人（R1）	4,900人（R3）

④ 産業・経済・農林水産

重要業績指標	現 況	目 標
農業集落排水処理施設の被災調査に必要な資器材の備蓄数	1セット（R1）	7セット（R6）
農道・林道における橋梁耐震化の必要数（6橋梁）	1橋梁（R1）	6橋梁（R5）
防災重点ため池の耐震診断の実施数	0箇所（R1）	18箇所（R2）
防災重点ため池のハザードマップ作成数	11箇所（R1）	18箇所（R2）

⑤ 教育

重要業績指標	現 況	目 標
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成数	0件（R1）	※滋賀県にて最新の洪水浸水想定区域が公表され、本市地域防災計画に位置付けた後、設定する。

⑥ 市民環境

重要業績指標	現 況	目 標

⑦ 上下水道

重要業績指標	現 況	目 標
下水道施設の耐震化率	100%（R1）	100%を維持（R6）
下水道BCP策定	100%（R1）	100%を維持（R6）
水道管路耐震化率	13.8%（H30）	20.4%（R8）

⑧ 文化財

重要業績指標	現 況	目 標

⑨ 行政機能

重要業績指標	現 況	目 標
現有公共施設の延床面積		1.4%削減（R7）
総合情報配信システム登録者数	18,305人（R1）	22,048人（R3）

【横断的施策】

① 情報共有と防災意識の向上

重要業績指標	現 況	目 標
(再掲) 救命講習修了者数	1,232人（R1）	1,700人（R3）
(再掲) 住宅用火災警報器の設置率	82.3%（R1）	100.0%（R3）
(再掲) 総合情報配信システム登録者数	18,305人（R1）	22,048人（R3）
(再掲) 自主防災組織活動カバー率	74.2%（R1）	77.6%（R6）
(再掲) 災害時避難行動要支援者登録者数	2,444人（R1）	4,900人（R3）

② 人口減少と少子高齢化

重要業績指標	現 況	目 標
(再掲)要配慮者利用施設における避難確保計画の作成数	0件（R1）	※滋賀県にて最新の洪水浸水想定区域が公表され、本市地域防災計画に位置付けた後、設定する。

③ 老朽化対策

重要業績指標	現 況	目 標
(再掲) 現有公共施設の延床面積		1.4%削減（R7）
(再掲) 住宅の耐震化率	82.9%（H27）	95.0%（R7）
(再掲) 多数の者が利用する建築物の耐震化率	69.8%（H27）	96.5%（R7）
(再掲) 農道・林道における橋梁耐震化の必要数（6橋梁）	1橋梁（R1）	6橋梁（R5）
(再掲) 防災重点ため池の耐震診断の実施数	0箇所（R1）	18箇所（R2）

④ 地域づくり・まちづくり

重要業績指標	現 況	目 標
(再掲) 道路整備率（幹線市道、都市計画道路）	55.0%（R1）	59.1%（R9）
(再掲) 重点整備地区における歩道のバリアフリー整備率	84.5%（R1）	100%（R9）
(再掲) 市民一人あたりの都市公園面積	12.9㎡（R1）	15.9㎡（R12）
(再掲) 自主防災組織活動カバー率	74.2%（R1）	77.6%（R6）
(再掲) 災害時避難行動要支援者登録者数	2,444人（R1）	4,900人（R3）

（第1回変更：令和3年2月）
（第2回変更：令和4年2月）
（第3回変更：令和5年2月）
（第4回変更：令和6年1月）

（別添資料③）　関連事業一覧（推進方針に基づく施策項目別）

【消防・防災】

（消防体制の充実）

・消防防災施設整備事業（消防水利整備事業、消防通信管理事業等）
・車両整備事業

【都市建設】

（幹線道路の整備促進）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
(都)立花船町線（現道拡幅、無電柱化）	立花町、佐和町	彦根市	平成12年度～令和6年度	3,578	●	●	●	●	●	道路河川課
(1)芹橋彦富線(彦富工区)（バイパス）	彦富町、稲部町	彦根市	平成22年度～令和10年度	890	●	●	●	●	●	道路河川課
(1)稲部本庄線（バイパス）	彦富町、稲部町	彦根市	平成22年度～令和7年度	189	●	●	●	●	●	道路河川課
(都)松原町大黒前鴨ノ巣線（現道拡幅）	松原町	彦根市	平成28年度～令和6年度	939	●	●	●	●	●	道路河川課
(市)石寺稲里線（ラウンドアバウト）	石寺町	彦根市	平成29年度～令和5年度	106	●	●	●	●		道路河川課
(2)中山道線ほか1線（現道拡幅）	原町	彦根市	平成29年度～令和6年度	139	●	●	●	●	●	道路河川課
(他)東沼波原線（現道拡幅）	原町	彦根市	平成29年度～令和6年度	130	●	●	●	●	●	道路河川課
JR稲枝駅周辺整備事業	彦根市　稲枝町、彦富町	彦根市	平成24年度～令和8年度	350	●	●	●	●	●	市街地整備課

（道路や橋梁の適切な維持管理）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
宇尾大橋外459橋（橋梁点検）	市内橋梁	彦根市	令和2年度～令和33年度	1,134	●	●	●	●	●	道路河川課
宇尾大橋外459橋（橋梁修繕）	市内橋梁	彦根市	令和2年度～令和33年度	1,965	●	●	●	●	●	道路河川課
上西川普光寺田原線ほか58線（舗装修繕）	市内道路	彦根市	平成27年度～令和4年度	177	●	●	●			道路河川課
芹橋彦富線ほか59路線（舗装修繕）	市内道路	彦根市	令和6年度～令和9年度	350					●	道路河川課
甲田物生山線ほか1線（道路附属物修繕）	甲田町、金沢町	彦根市	令和元年度～令和2年度	24	●					道路河川課
(1)中山道線ほか81路線（除雪）	市内道路	彦根市	平成26年度～令和4年度	189	●	●	●			道路河川課
(1)中山道線ほか90路線（除雪）	市内道路	彦根市	令和5年度～令和9年度	150				●	●	道路河川課
新海栗見橋線(栗見橋)（橋梁修繕）	新海町	彦根市	令和元年度～令和2年度	210	●					道路河川課

（歩道のバリアフリー化）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
彦根市通学路(7中学校ブロック)（通学路カラー舗装等）	市内道路	彦根市	平成25年度～令和9年度	310	●	●	●	●	●	道路河川課
彦根市未就学児集団移動経路（路面標示の設置等）	市内道路	彦根市	令和元年度～令和4年度	7		●	●			道路河川課
(市)賀田山日夏線（防護柵の設置等）	賀田山町、清崎町	彦根市	令和元年度～令和5年度	56	●	●	●	●		道路河川課

（水害に強いまちづくり）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
浸水対策下水道事業（雨水対策）	猿ヶ瀬、高宮第1・2排水区	彦根市	令和元年度～令和7年度	1,967	●	●	●	●	●	道路河川課
河川新設改良事業	市内普通河川	彦根市	令和元年度～令和7年度	110	●	●	●	●	●	道路河川課
大黒川外河川改良事業	松原町	彦根市	令和元年度～令和6年度	750	●	●	●	●	●	道路河川課

（土砂災害に強いまちづくり）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
急傾斜地崩壊対策事業	宮田町、鳥居本、荘厳寺地区	彦根市	令和2年度～令和10年度	378	●	●	●	●	●	道路河川課
住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	市内	彦根市	令和5年度～令和6年度	2				●	●	建築指導課 道路河川課
がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	市内	彦根市	令和5年度～令和6年度	11				●	●	建築指導課 道路河川課

（オープンスペースの確保）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
都市防災総合推進事業（都市公園）	稲枝駅西側地区公園	彦根市	令和4年度～令和13年度	1,712			●	●	●	都市計画課
都市再生整備事業（都市公園、休憩スポットなど）	県営彦根総合運動公園連絡橋	彦根市	平成30年度～令和5年度	544	●	●	●	●		都市計画課
	金亀公園	彦根市	平成27年度～令和6年度	518	●	●	●	●	●	都市計画課
	福満公園	彦根市	平成30年度～令和5年度	150	●	●	●	●		都市計画課
	京町公園	彦根市	平成28年度～令和5年度	109	●	●	●	●		都市計画課
	彦根駅周辺休憩スポット	彦根市	令和3年度～令和6年度	77		●	●	●	●	道路河川課
	芹橋二丁目地区防災広場	彦根市	令和3年度～令和6年度	62		●	●	●	●	文化財課
グリーンインフラ都市構築支援事業	JR河瀬駅西口駅前広場	彦根市	令和3年度～令和4年度	16		●	●			道路河川課
	市道川瀬馬場南川瀬線	彦根市	令和5年度	17				●		道路河川課
	河瀬公園	彦根市	令和2年度～令和6年度	380	●	●	●	●	●	都市計画課

（彦根市都市再生整備計画の推進）

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
小泉城南小学校線（歩道拡幅、歩道修景舗装、地下道改修）	小泉町	彦根市	平成30年度～令和5年度	90	●	●	●	●		市街地整備課
小泉庄堺線（アクセス道路の再整備、歩道修景舗装、安全な歩行空間の確保）	小泉町	彦根市	平成30年度～令和4年度 令和6年度～令和10年度	157 144	●	●	●		●	市街地整備課
大東船町線（歩道拡幅、バリアフリー化）	船町、旭町、大東町、佐和町、京町三丁目	彦根市	令和2年度～令和6年度	168	●	●	●	●	●	道路河川課 市街地整備課
彦根駅西口駅前広場（駅前広場再整備）	旭町、大東町	彦根市	平成31年度～令和6年度	393	●	●	●	●	●	市街地整備課

（住宅・建築物の耐震対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））

・既存建築物耐震化促進事業

・木造住宅耐震診断員派遣事業

・木造住宅耐震改修支援事業

・既存住宅耐震リフォーム支援事業

・既存民間建築物耐震診断補助事業

・避難施設耐震改修等補助事業

・ブロック塀等撤去改修促進補助事業

・(仮称)銀座街再生事業

（公営住宅の長寿命化）

・公営住宅長寿命化事業

（空き家対策）

・空き家対策総合支援事業

（地籍調査の推進）

・地籍調査事業

（住宅・建築物のアスベスト対策の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業））

・既存建築物アスベスト対策促進事業

（狭あい道路の拡幅整備（狭あい道路整備等促進事業））

・狭あい道路整備事業

【保健・福祉・医療】

（社会福祉施設整備の推進）

・介護保険基盤整備事業

・障害者施設整備事業（社会福祉法人青い鳥会 キュービクル改修 R6）

（災害時における医療体制の継続）

・彦根市立病院 直送管配水管布設替工事

・彦根市立病院 来院者用無線LAN整備事業

【産業・経済・農林水産】

（広域農道の老朽化対策）

・農道舗装修繕事業

（農業用ため池の防災対策）

・農業用ため池整備事業

（森林の保全対策）

・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

【教育】

（学校施設の老朽化対策）

・学校施設環境改善交付金事業

【市民環境】

（浄化槽の管理体制の整備）

・浄化槽設置整備事業

【上下水道】

（下水道施設の防災対策の推進）

・公共下水道事業（下水道ストックマネジメント関連含む）

（上水道管路耐震化の推進）

・水道事業 拡張事業費

【文化財】

（文化財建造物の耐震対策等）

・文化財保護事業

・文化財保存整備および維持管理事業

・特別史跡・名勝保存整備および維持管理事業

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
国宝彦根城天守防災施設整備(建造物)(耐震対策工事)事業	彦根城	彦根市	令和5年度～令和6年度	76			●	●	●	文化財課
国宝、重文彦根城天守、附櫓及び多聞櫓ほか5棟防災施設整備(建造物)(防災施設等)事業	彦根城	彦根市	令和5年度～令和15年度	494			●	●	●	文化財課

・彦根城維持管理事業

（重伝建地区の無電柱化）

・伝統的建造物群保存対策事業

・伝統的建造物群保存地区内無電柱化事業

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	計画期間事業費（予定）(単位:100万円)	事業スケジュール（予定）					担当部署
					R2	R3	R4	R5	R6	
（他）河原16号線・芹町4号線（無電柱化）	河原一丁目、河原二丁目 河原三丁目、芹町	彦根市	平成30年度～令和11年度	521	●	●	●	●	●	文化財課

（動産文化財の保存）

・古文書資料の保存修理（【重要文化財】彦根藩井伊家文書）

【行政機能】

（市庁舎の防災機能の充実）

・市民体育センター整備事業